

■議案第105号 若井笠ノ川池災害復旧工事 請負契約の一部を変更する契約の締結について

【要旨】

平成27年6月10日に議会の議決を受けた「若井笠ノ川池災害復旧工事」に係る工事請負契約について、次のとおり工事請負契約の一部を変更する契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものです。

【工事請負契約の変更契約締結内容】

工 事 名	若井笠ノ川池災害復旧工事（土木工事）
工 事 場 所	四万十町 若井 地内
契 約 の 金 額	77,760,000円（内消費税5,760,000円）
変更契約金額	84,285,360円（内消費税6,243,360円）
増 減 額	6,525,360円（内消費税 483,360円）
契約の相手方	有限会社 三浦建設 代表取締役 三浦 新平
主たる 変更内容	① 残土処理場の決定に伴う運搬距離の変更

【変更理由】

変更項目	変更理由	変更金額 (千円)
残土処理工	実施設計時は、残土処理場が確定しておらず、運搬距離を2km以内に想定していたが、近隣に適地がなく検討の結果、峰の上の町有地に運搬することとしたため、残土の運搬距離を7.6kmに変更する。 残土処理数量 5,200m ³	6,525

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋） （議会の議決に付すべき契約） 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。
